

資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について・新旧対照表

新	旧	備考
<p data-bbox="165 236 981 304">資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p data-bbox="474 352 987 421">平成 19 年 3 月 22 日 07-制度-00012 (略)</p> <p data-bbox="584 432 987 464"><u>平成 25 年 3 月 18 日 一部改正</u></p> <p data-bbox="165 547 981 655">海外投資又は海外事業資金貸付のうち、次に掲げるものに対する海外投資保険又は海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p data-bbox="165 703 981 1007">一 エネルギー資源又は鉱物資源の引取案件に対する海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。)であって、原則として当該引取の代金の決済及び当該貸付の償還のために独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が別に定める国の一流銀行(日本貿易保険が認めたものに限る。)にエスクロ口座が開設されるもの</p> <p data-bbox="165 1054 981 1198">二 エネルギー資源又は鉱物資源の生産案件に対する海外投資又は海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるものに限る。以下「劣後ローン」という。)</p> <p data-bbox="557 1249 591 1281">記</p> <p data-bbox="165 1329 510 1361">第 1 条 ～ 第 3 条 (略)</p> <p data-bbox="239 1409 327 1441"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="165 1445 801 1477"><u>この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p data-bbox="1012 236 1825 304">資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について</p> <p data-bbox="1323 352 1836 421">平成 19 年 3 月 22 日 07-制度-00012 (略)</p> <p data-bbox="1012 547 1825 655">海外投資又は海外事業資金貸付のうち、次に掲げるものに対する海外投資保険又は海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p data-bbox="1012 703 1825 1007">一 エネルギー資源又は鉱物資源の引取案件に対する海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。)であって、原則として当該引取の代金の決済及び当該貸付の償還のために独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が別に定める国の一流銀行(日本貿易保険が認めたものに限る。)にエスクロ口座が開設されるもの</p> <p data-bbox="1012 1054 1825 1198">二 エネルギー資源又は鉱物資源の生産案件に対する海外投資又は海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるものに限る。以下「劣後ローン」という。)</p> <p data-bbox="1408 1249 1442 1281">記</p> <p data-bbox="1012 1329 1357 1361">第 1 条 ～ 第 3 条 (略)</p>	

資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について・新旧対照表

<p>(別添1) (略)</p> <p>(別添2) 資源エネルギー総合保険 B 特約(海外投資又は海外事業資金貸付)</p> <p>第1章 海外投資保険に付す特約</p> <p>(保険金額) 第1条 <u>保険金額は</u>、保険価額に100分の100を乗じた金額の範囲内の額とする。</p> <p>(てん補責任額) 第2条 <u>海外投資(株式等)保険約款第3条第1項、第2項及び第3項中「100分の95」とあるのは、「100分の100」とする。</u></p> <p>第2章 ～第3章 (略)</p> <p>(別添3) (略)</p>	<p>(別添1) (略)</p> <p>(別添2) 資源エネルギー総合保険 B 特約(海外投資又は海外事業資金貸付)</p> <p>第1章 海外投資保険に付す特約</p> <p>(保険金額) 第1条 <u>海外投資(株式等)保険約款第2条第1項第1号から第5号までに該当する事由に係る保険金額は</u>、保険価額に100分の100を乗じた金額の範囲内の額とする。</p> <p>(てん補責任額) 第2条 <u>海外投資(株式等)保険約款第3条第1項及び同条第2項中「100分の95」とあるのは、「100分の100」とする。</u></p> <p>第2章 ～第3章 (略)</p> <p>(別添3) (略)</p>	
---	--	--